

平成 24 年度 第 1 回

篠山市都市計画審議会議事録

と き 平成 24 年 6 月 22 日 (金)

と ころ 篠山市役所 議員協議会室

篠山市都市計画審議会

平成 24 年度 第 1 回 篠山市都市計画審議会議事録

平成 24 年 6 月 22 日、平成 24 年度 第 1 回篠山市都市計画審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成 24 年 6 月 22 日 (木) 13 時 30 分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

角野幸博委員	田中栄治委員	堀江溢雄委員	大路 靖委員
宇杉敬治委員	岡本昭範委員	中西 薫委員	森本くるみ委員
栗山泰三委員	渡辺拓道委員	大上磯松委員	
永井憲和委員	加納新次委員代理	出野上 聡様	中川政和委員

○審議会開催のために出席した者の職氏名

篠山市市長 酒井 隆明

まちづくり部長 長谷川 正

まちづくり部地域計画課長 中筋吉洋

まちづくり部地域計画課都市政策係長 依藤智広

まちづくり部地域計画課都市政策係主査 矢持高士

教育委員会事務局社会教育文化財課 課長補佐 学芸員 村上由樹

教育委員会事務局社会教育文化財課 文化財・太古の生き物係主査 植木 友

3. 会 議

(1. 開会 : 13 時 30 分)

定刻がまいりましたので、ただ今から平成 24 年度第 1 回篠山市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましてはご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

まず初めに、今年度機構改革により、本都市計画審議会の事務局並びに審議事項を所管する部署に変更がありましたので、ご報告させていただきます。

これまで、審議会の事務局及び審議事項に関する業務を地域計画課都市計画係が所管しておりましたが、今年度から地域計画課は、これまでの 1 室 2 係から、1 室と 1 係体制となりました。

これにより都市計画係にかわって新たに設置された都市政策係と景観室という体制となり、都市政策係が本審議会の事務局を担当させて頂くこととなりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

また、人事異動により担当職員も一部交代しております。ここで本日出席しております職員を紹介させていただきます。

－ 職員紹介 －

まちづくり部長 長谷川 でございます。

まちづくり部地域計画課長 中筋 でございます。

まちづくり部地域計画課都市政策係 主査 矢持 でございます。

本日の議案である伝統的建造物群保存地区を担当しています教育委員会社会教育文化財課 課長補佐 学芸員 村上 でございます。

教育委員会社会教育文化財課 文化財・太古の生きもの係 主査 植木 でございます。

最後に、本日進行を務めさせていただきます まちづくり部地域計画課都市政策係 依藤でございます。

なお、昨年度までお世話になっておりました、課長の野々村、都市計

画係長の森本につきましては、転出異動しております。

2. 委嘱状交付

事務局

それでは、委嘱状の交付を行いたいと思います。委員様のお名前をお呼びいたしますので、自席でご起立のほどよろしくお願いいたします。

本審議会における現在の委員様につきましては、平成21年12月1日より平成25年11月30日までの4年の任期でお世話になっております。今回、役員改選及び市議会議員選出委員の変更がありましたので、篠山市都市計画審議会条例第3条第3項により変更のごさいました委員様につきまして、この場をお借りいたしまして、ご紹介と委嘱状の交付をさせていただきます。

新委員様のお名前をお呼びいたしますので、自席でご起立のほど、よろしくお願いいたします。

篠山市都市計画審議会条例第3条第1項第1号委員、
篠山市自治会長会 理事 「宇杉 敬治（うすぎ けいじ）」様
つづきまして同条例第3条第1項第2号委員、
篠山市議会議員 「栗山 泰三（くりやま たいぞう）」様、
篠山市議会議員 「大上 磯松（おおがみ いそまつ）」様
よろしくお願い致します。

－ 委嘱状交付 －

事務局

ただいま、委嘱状を交付させていただいた委員様の任期は平成25年11月30日までとなります。皆様、お世話になりますがよろしくお願い申し上げます。

事務局

また本日ご都合によりご欠席の連絡をいただいております委員様を報

告いたします。

条例第3条第1項第1号、「神吉 紀世子（かんき きよこ）」委員様

条例第3条第1項第1号、「溝畑 敏樹（みぞばた としき）」委員様以上、欠席委員様を報告致します。

また、「田中 栄治（たなか えいじ）」委員様につきましては、本日も都合により遅れられる旨お聞きしておりますので、併せてご報告いたします。

なお、本日、丹波土木事務所長の代理としまして、丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり参事「出野上 聡（いでのおうえ さとし）」様に出席いただいておりますのでご紹介いたします。

続きまして、本日の審議会委員の皆様のご定足数をご報告いたします。

出野上様

出野上です。よろしくお願い致します。

事務局

続きまして委員の皆様のご定足数を報告いたします。本日の出席は、遅れます田中委員様を含め、委員16名のうち14名の出席をいただいておりますので、2分の1以上の出席につき本日の審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

3. 市長あいさつ

事務局

続きまして市長挨拶に移ります。それでは開会に際しまして、酒井市長より一言ご挨拶を申し上げます。

市長

本日は篠山市都市計画審議会を開催致しましたところ、定刻に集まりいただきましてありがとうございます。篠山市は小京都、日本の原風景のまち、やすらぎあるの「ほっ」とするまち、日本の原風景のあるまち、歴史文化の薫るまち、と大変このまちを高く評価していただいております。

して、このようなまちづくりの重要な事項を審議いただくのが都市計画審議会の委員の皆さんでありまして、この良さをこれからも活かして頂きますようにご活躍をよろしくお願い致します。最近、市内でもしやれた店が増えて、テレビや新聞でも取り上げて頂くことが多くなりました。先日は篠山自動車学校が設立50年を迎えまして、東京からまちづくりの望月先生という方がお越しになりまして、ご講演をされたんですけども、「ホープフルタウン（希望溢れる）篠山の地域創造戦略」という演題でしたが、大変丹波篠山を高く評価していただきました。「丹波篠山といえば、この自然豊かなところで豊かな恵みがあり、文化の薫る美しいまちなみ、知的で美的な篠山市です」と市民の方に言っていますが、地元の方はあまりそうは思っていないのですけども、このまち篠山市に来たいという方が増えてきているということで大変喜んでおります。本市の広報誌6月号で、「市長の Hot トーク」というコーナーがありますが、美しい篠山を未来に残そうということで書いています。これは市長室に来られた方が「良いまちですね」と言っていただくのですが、私の知る限りで、そういったことができてなかったんですね。なぜ、こういうまちの良さが残ってきたかという、やはり先人の皆さんが、城下町や農地など篠山のまちを大切に守ってきたからだと思っております。今、土地利用計画や、景観計画、屋外広告物条例などに市では取り組んでおりまして、こういったことも、今後もっと活かして篠山のまちを、なお活性化するよう取り組んでいきたいと考えておりますので、委員の皆様には大変お世話になりますが今後ともよろしくお願い致します。本日は、福住のまちなみが国の伝統的建造物群保存地区に選定されるという取り組みを進めておりまして、審議をいただくわけですけども、伝建地区に選定いただきますと、また篠山に大きな魅力が加わるということで大変期待をしておりますので、どうかよろしくお願いいたしまして開会のご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。酒井市長につきましては別の公務のためこれで退席をさせていただきます。ありがとうございました。

4. 会長挨拶

事務局

つづきまして、審議会開催にあたりまして、本審議会角野会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

会長

角野でございます。皆様お忙しい中、本年度第1回目の都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また新たに委員になられた方につきましてはよろしくお願いいたします。また今、市長さんのご挨拶にもありましたけれども、私も先日東京にある会議で行ってございまして、こんな資料をいただきました。「歴史のまちなみ、伝統的建造物群保存地区（平成24年度版）」というものです。これは全国伝統的建造物群保存地区協議会、篠山市も当然メンバーなんですが、全国の地区の一覧がなかなかきれいな写真で紹介されてございまして、その中で、篠山市も実はもうひとつ、二つ目の伝建地区の指定を受ける予定になってございまして・・・と言ったら、ご存じないんですね。こういった方々。そもそも一つのまちにふたつの伝建地区が入るといのはめずらしいことで、「篠山市さん、もう既にひとつあるのでは・・・」という話もあったのですが、「いやいやそれは、城下町の中心部が今まで指定を受けてございまして、今回は街道集落と言いますか、宿場町です。」ということでちょっと話をしていたところだったんです。今回の中心的な議論になる案件ですが、篠山市のもうひとつの顔を広げ、また全国にも広げていく大きなチャンスになるかと思っておりますので、そういう意味で、また篠山市のまちの魅力の深みが増していくのかなという中で、本案件を審議いただく非常に大事な会議と思っています。ご協力の程よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。なお、審議会の公開に関しては委員の同意を得て非公開とすることができますが、本日の議案については非公開とすべき内容ではありませんので報告いたします。

なお、本日の傍聴希望者につきましてはありませんでしたので補足させていただきます。

なお、事務局よりお願い申し上げます。

机上のマイク設備の取扱いについてご説明申し上げます。発言される前にマイク本体のスイッチを押し、マイク先端に赤いランプが点灯してからご発言をお願いいたします。また、終わりましたら再度スイッチを押し、ランプが消灯したのをご確認下さい。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これよりは本審議会議事運営規則第5条第1項の規定によりまして、議長となつていただきます角野会長の方で議事進行を、よろしくお願い申し上げます。

5. 議事録署名人の指名

議長

はい、それでは、まず本日の議事録署名人の指名について、本審議会議事運営規則第8条第2項で、議事録に署名押印する委員は2人で、市長が指名することとなっています。従いまして、本日の議事録署名人につきましては、大路委員と中川委員を指名いたしますので、本日の審議会の議事録が作成されましたら内容をご確認のうえ、署名押印をよろしく願いいたします。

6. 議 事

議長

それではこれより議事に入ります。議案第1号「篠山都市計画伝統的建造物群保存地区の変更について」の1件でございますが、ご審議のほど、よろしくお願ひします。本件について、事務局より説明を求めます。

＝ 事務局（地域計画課 中筋課長）より議案第1号について説明 ＝
＝ 教育委員会より「篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画（素案）」について説明（計画概要及び基準） ＝

議長

事務局からの説明が終わりました。ただ今より、本件の審議を進めます。委員の皆様のご意見ご質問等お伺いしたいと考えますが、発言をさ

れる委員様は、挙手のうえ名前を申し述べられた後ご発言をお願いいたします。ご意見ご質問等お願いいたします。

委員の方は現地をご存じでしょうか？現地を知らないで審議するわけにはいかないですけども、私はもちろん存じてはいますが・・・

堀江委員

よろしいですか。昨日現地で写真を取り回って、例えば保存地区である徳島県的美馬市脇町とか、滋賀県の近江八幡市とか、あちこちありますが、そのあたりと福住地区とは格段の差があって、これが本当にとおっていくのかと・・・まあ町並みの中に工場や、商売人の看板が立っていたり、土建屋や工場があったり、鉄骨のスレート小屋があったりと、保存する価値がある物が少々あるくらいで、果たしてこれで国も認可するのかどうかということもあるが、そのあたりではこれでゴーサインが出るものなのではないでしょうか。

議長

事務局（教育委員会）どうでしょうか。

村上課長補佐

文化庁の方ではこの6月にも視察にこられて、福住地区の中でも学校は別にして背の高い建物が無いことはメリットとであるとのことである。確かに工場や、プレハブの建物等はいくらかあるが、先ほど示した許可基準では、20年、30年、40年経過すると建て替えなければならない。そういう状況が出たときにこういう基準が適用されることにより、その際には壁の色や、素材、屋根は瓦葺きにしたりしなければならない。そういったことで制度自体は20年から40年という長い年月で整っていく制度ですので、そういう意味では心配はしていません。

堀江委員

しかし廃屋もあるし、人口も減少してきている。にもかかわらず、国の費用で建て直してくれるのでしょうか。

村上課長補佐

国の費用のみで建てるのではなく、あくまでも、この助成自体は建物の外観のみの助成である。建物、部屋の中の内装は（基準の）対象外と

なっています。

堀江委員

外見は規制されることになるだろうが、価値があるのは10件程度である。とにかくいいたいのは手遅れではないかということである。今さらだが、新築の家もかなり増えている。町並みも、レンガ積みの家ならんでおり、本当に昔の宿場町の風情をもっているのは、極端には10件で、3件程度がまとまってあるくらいである。その家だけ見れば価値観は高いが、修景とか景観の観点から言えば、他の伝建地区と比べて非常にお粗末ではないでしょうか。

村上課長補佐

福住全体、3.5kmという長い距離にわたってですので、特に農村部は点々としているように感じられるかも知れませんが、福住地区の位置付けの場合、農家に付随している農地と一体になっている景観に価値があり、形態をよくとどめています。福住の場合非常に長い範囲でそういう状況があるということである。ちなみに建築物については昭和戦前期以前の建物ですが、福住下で43件、うとぎで4件、福住中で24件、福住上で32件、川原で40件、安口西で10件、安口東で35件、西野々で24件、併せて212件あるというように調査ではわかっています。

議長

この資料の別表1の先ほど説明がありました、建築物の150件というのは、調査結果、歴史的価値があるとみなされたものでしょうか。ちがうのでしょうか。

村上

建築物212件というのは、同意を得られていない古い建物も含めてであり、150件というのは、212件の中から150件の方に同意を得た物件であるということです。

議長

ですから同意をえたものが150件ということですね。

村上課長補佐

そのとおりです。

議長

それと、工作物が50いくつ、それから環境物件については、所有者、居住者から指定してもいいですよという同意をいただいているものであるという意味ですね。

村上課長補佐

そのとおりでございます。

議長

その、指定をしてもいいよという同意を得ているということと、今おっしゃったように保存の価値があるということとは別の話ということですね。

村上課長補佐

指定を受けるときに、ただ建物が残っているだけというわけではなく、先ほども説明させて頂きましたように、全国の宿場町がたくさんあるわけですが、その中でも宿場町の歴史とか一本の街道に宿場町と農村が一体となった状況にあるきわめて稀なものであるということで、文化庁の方で評価をいただいています。

議長

地元の方は必ずしも全員その価値を理解しているわけではないですけども、専門家から客観的に見ると全国の中でも非常に価値のあるものであるという評価を得ているということですね。

村上課長補佐

そのとおりです。

大路委員

福住地区は歴史的に言えば、江戸時代以降、何度も大火に見舞われている。本当に200年、300年前の建造物が残っているということは非常に少ないのは事実である。しかし、建造物の建築様式がある一定の形で保たれている、例えば妻入りとかそういったような形式でもっているということがひとつ。それと、あの地区が農家と商家が上手く混在しておりまして、宿場町のいわゆる宿泊を中心とした場所だけでなく、そ

の街道筋にある生活の雰囲気を読み取れるまちである。そういう意味では、ただ街道の両側にある建造物だけでなく、裏側の農地も、里山も含めたまわりの風景を見て、やはり文化庁は指定を考えたのではないかと私は考えている。

議長

農村風景との組み合わせが非常に価値のあるということについては私も理解しているし、皆様方もそうだと思うが、この伝建地区、あるいは重伝建に指定された場合の補助の対象は農地景観の保全ではなく、あくまで建築物、工作物、環境物件と呼ばれる庭などですね。これは意見として言わせて頂きますが、これに指定を受けることについては、これが街並みを維持していく、あるいは今よりも良くしていくというきっかけになるという意味では、個人的には異議はありませんが、一方ではこの特徴づけている農地や農村景観はどのような形で保全されていくのか。要するに、この重伝建の指定だけでは難しいのではないか。そのあたりはどのように考えているのか。

村上課長補佐

確かに伝建制度だけでは農地まで保護するという政策はとれないので、そういったところは福住の場合農振農用地となっており、農振法や他の法令の規制、他の関係機関の助成措置を活用しながら、保全を図っていきたいと考えている。

議長

景観法との関係はどうか。当然関わってくるはずで、むしろ景観法の方で指定した建物以外のところで、景観のコントロールをしっかり組み合わせ運用していかなければならないのではないかと。

そのあたりで事務局はどのように考えているのか。

中筋課長

ご指摘頂きましたように篠山市の景観計画でもこの区域は「里の区域」「歴史的なまちの区域」に位置づけられている。それと併せて屋外広告部条例制定も検討しており、ここでは伝統的建造物群保存地区として一つの区域として設定して行うという事になっている。そういった事を併

せて景観的には歴史的なまちなみとしての指定、あるいは、土地利用につきましては特に農振農用地のエリアということもありますので、そういったことも併せて保全を図っていくことになろうかと思えます。

渡辺委員

先ほど、角野会長の方からもあった件が私も一番危惧するところです。私もこの地区指定については特段反対をするものでもないし、喜ばしいことであると思っているところですが、やはり全体面積25町といったような広い範囲のものであること、そして篠山市は他の自治体と違って二件目というような形の指定で、小さい自治体にもかかわらず二カ所の伝建地区をこれから抱えていくというか、持っていかなければならないということになろうかと思えます。その中で、計画で挙げている方向へ誘導すべく市の修景であるとか、この計画を指定するとそれを推進していく市の責任も出てくると思えます。文化財保護法だけではなかなか限界があるという思いもあって、若干そのことは保存計画の中にも歴史的風致向上計画、いわゆる歴まち法も活用するというのも検討するというようなことも書いてあるわけですが、この辺りも本当に風致維持向上計画もこの地区だけで作るのかどうかということも、篠山市としても検討していく必要があるかと思うんですけども、やはりもう少し歴まち法であるとか、先ほど会長の方からありましたような景観法であるとか、もうちょっと一体的な形でこの地区のまちづくりを支援していくような体制が必要ではないかというように思う。特に今回は歴まち法に関してどのように考えておられるかを伺いたい。

議長

事務局、お願いします。

村上課長補佐

失礼します。歴史的風致維持向上計画、歴まち法でございますけども、こちらの方は地元がどういった取組するか、どういったまちにするかという議論がまだ十分になされていません。こういった手順を踏んで道路の整備とか、周辺の集客施設の整備とか、本当に地元が望むのであればそういった施設の整備も含め検討していきたいと考えています。

大上委員

一つ考えられるのは、私の住んでいるところも丹波立杭焼の並びで県の景観条例の指定を受ける云々で、住民の皆さんと色々な議論を交わした中で一番気になるのは、指定を受けために福住の人に対して地域に入られて色々な説明会を実施されたと思いますが、今言われたように同意された方と、そうでない方もおられる中で、地域が盛り上がり、プライドを持ったりすることによって、まちづくりも推進されていくと思いますが、逆に意見として何か反対の意見があったのかなかったのか。説明会等で、もし反対意見があればどのような意見であったのかお聞きしたい。

村上課長補佐

説明会の方は今まで3回、各自治会毎に行ってきました。その中で特に大きな反対はございませんでした。ただ、やはりこういった制度に疑問を持っているとおっしゃる方は少数ですがいらっしゃいました。同意をされない方の一つ要因としては、息子さんがいないとか跡取がないということで同意をされないというケースが多くありました。ただ、篠山地区の場合、当初福住と同じように7割の同意でスタートして、現在9割と、(数値は)上がってきている。やはり整備が進むにつれ、これはよい制度だと理解して頂くことによって、今後とも同意率も上げていきたいと考えています。

大上委員

一番懸念されるのが、長いスパンで、20年、30年、いや50年の中でまちづくりが見えてくるという説明であったが、先ほど堀江さんも言われたが、一番そういう箇所が空き家になっていく可能性があるのではないか。今本人が住んでおられるから、まだ応援もできるし協力的なこともできるが、そこが空き屋になったときの家に関する管理方法などは何か考えておられるのか。

村上課長補佐

この伝建制度は空き屋だけに対してどうこうという制度ではございません。やはり外観を修理するのがメインでありますので、空き屋の活用

の仕方は市の企画課の方でも空き家バンクも稼働しているようでございます。そういったものに登録していただくとか、最近、福住にイタリアンレストランができましたが、あれは県の「地域の夢推進事業」という助成事業を活用して、空き屋であったものをレストランに改修して行くと、そういったなかなか個人では行にくい事業ですので、まち協等とも連携し、そういった事業活用促進という意味でどんどん活用していけるようになればいいのではと考えている。

＝ 堀江委員による福住地区の紹介スライドの上映 ＝

議長

ありがとうございました。引き続き意見交換を続けたいと思います。

長谷川部長

今回の伝建地区指定は教育委員会が主体となって進めさせていただいております。この計画の中でもふれさせて頂きましたが、先ほどの映像でも出ておりました福住の本陣団地の建設当時から地域の方々が自分の地域の良さというものを見直されたということがきっかけであったと思っています。今回の伝建の指定にも地域の方々の希望あるいは、こういったまちづくりをしたいというまちづくり協議会のご意見も非常に強いというように考えています。建物やまちなみの維持など、ハード的なものはさることながら、それを維持していくのはやはり人であるということで、その人がまちづくり協議会やそういった活動の中で自分たちのまちを良くしていこうという気持ちが強いという風に教育委員会や市長部局でも福住の活動というものについては敬意を表させていただいています。定住促進あるいは重点的な施策の中に福住も入っていますが福住の中で2030年には人口倍増しようという意気込みもあるということで、こういった地区選定がなされるということで、意気込みにも拍車がかかるのではないかと思っています。今も申し上げたように自発的に伝建の指定、地域の良さを見直されたということであるが故に、心配されるようなプレハブがどんどん建っていくというようなことは、選定されることにより規制もかかるし、それから今ある家を改造しようとされる

時にも、そういった制度によって昔ながらの雰囲気を醸し出して頂けるようなまちなみを作っていけるんじゃないかなという風に思っています。現に河原町を見て頂ければわかりますように、地域の方々がこれはいいということで市内では先進的な取組事例としてありますので、福住もそれに続くのではないかと期待をさせていただいています。

ちなみに篠山の重伝建地区の中でも、非常に表現はどうかわかりませんが、奇抜な、変わった建物を建てようとしたケースもありましたけども、かなり建築されようとした方はこだわりを持たれていましたが、担当者や担当部署が必死になって伝建地区であるということを訴える中で設計の意匠も変更頂いたというようなそういう努力をさせていただきながら、地域の良さを伸ばしていきたいと考えています。それから田園や山林の保全ということにつきましても、やはり地域の方々が大方今、田園や山をお持ちであるという意識のもとに、もちろん、農振法や景観法、屋外広告物等、というような規制の中で一定の制限は受けますけども、自らの考え方の中で、農地、山林、あるいは、まちなみというものを保全していこうという意向によってこういったまちなみが残されたり、創出されたりするのではないかとという中で、伝建の選定にあたっての本日の都市計画審議会への提案となっています。また、とにかく人というものが原点にあるのではないかとということも今回の提案の一つではないかと考えています。

議長

ご意見いかがでしょうか。

堀江委員

今も説明がありましたが、本気になってやるのであれば歴史的風致の違和感のあるプレハブ、あれだけはどこかへ移転させていく必要があるのではないかと。でないといくどんどん増えていくと思うし、そこまで規制しないと本当の保存地区なんて、あんな状態であれば笑われてしまうと思う。

村上課長補佐

ご心配されていることはもっともですが、この制度ができれば、これ

からプレハブが増えるということは基本的にありません。既に既存の建物については取り壊せとは言えないので、それは維持していただくとして、まして次に立て替えをする際にはこの制度にのっとってしていただくということで、気の長い話ではありますが、そういう風にご理解頂きたいと思います。

大上委員

基本的に市長が最初に挨拶に言われたように何も規制はしていないが脈々と残ってきたという事実、私ども黛元も言ったのですが、「規制をなぜかけるのか」と。別になくても今までずっと守ってきたという事実があるのだから、いまさらそういうことが必要なのかと。100年間今のままであれば絶対観光地にもなるし、いかにこれからの100年、200年を守っていくための一つの考え方であると思います。今どうこうではなく。だからそこを見越してやはりきちんと福住地区の地域の人たちの気持ちが一番大事であって、その人たちが自分たちの地域のあり方をどう考えておられるか。そのあたりを僕自身は重点に置きたいと思っています。

長谷川部長

先ほどふれられなかったので、再度発言させていただいています。空き家のことを先ほど言われましたが、議会の方でも空き家をどのように活用するのかという質問を頂戴する中で、具体的にどうするというような市としての方針は立っていないが、福住地区にかかわらず空き家は増えてきているので、それをどのように地域の資源として活用していくかは住宅施策として必要なことであると認識しています。市全体の中での空き家の活用、特に伝建、重伝建地区でということになりますと、ネームバリュー的な活用の方法も範囲が広まってくるのではないかと思います。そういった中で今後の大きな課題の中では市全体としても認識はさせていただいているが重伝建の選定がされることによって空き家対策がすごく進むということはこの制度ではないかも知れませんが、市全体の中での動きをしていく時期であるという認識はさせていただいていま

す。

堀江委員

空き家の話が出たが、私も写真が好きで空き家の写真を撮り回っているが、現状はもう空き家ではない。廃屋である。そんなのもう手遅れである。例えば一集落に一つは廃屋がある。そんな、廃屋になる前に手をうってあげればいいが、今から空き家なんて絶対手遅れである。これから空き家あまり出てこないと思う。しかし廃屋はまったなしに出てくる。

中西委員

私自身も河原町に住んでおり、伝建ということにより地域も変わりつつあるということも体感しています。母の実家が安口東地域でありますので、今回のことについては非常に興味をもっています。ただ私は河原町が指定されたときにそういうものが、教育委員会は保存ということで力を入れられますが、一方ではそういう場所で電柱撤去の問題や、無電柱化についてはどうなっていますかという質問をしましたら即座に、教育委員会の15年から20年前の担当の方が、「ここで言われても困る。それは別の部署でございます。」というように言われました。今こうやって脚光を浴びながらも無電柱化は一向に進まない。もうひとつ河原町通の入り口がJAバスの跡地になっていますが、ああいった重要な土地があるにもかかわらず駐車場設備など、集客するための設備の整備が、これも担当が別であるということではなされないという現状です。確実に新しい若い人も入ってきて、まちなみ保存としては成功しつつあるし、人も集客してきているんですけども、そういったものが平行してなされないという問題があるということも皆さんに認識しておいてほしいのと、今回の福住エリアの場合はいわゆる全体像、河原町通などのような中心の商店街的な町屋が連続した美しさではなしに、所々畑や工場等が混在し、しかしその背後には伝統的なお寺やお城跡であるとか、そういった山々繋がる全体の景観というもののプラスアルファの付加価値が大きいのと思うので、今冒頭に申し上げた総合的に電柱をいかに見せているか、いかに人を止めてどこを歩かせるかというような計画を平行させてやっていかないと、指定しましたというだけでは、河原町通りのような

形になるかと言えば、ちょっと無理だと思う。河原町でさえ10年経っても、電柱の問題、駐車場問題も解決できていなかで、福住地区に付加価値があることはわかってはいるものの、そういったことを市のそれぞれの担当でバラバラに考えるのではなく、総合的に考えていくようにしないと福住の活かし方は成り立たないのではないかと感じています。

それから、靱井城とか、靱井荘とかという言葉がよく出てくるが、これは地図の中ではどこにあたるのか。質問ですが。

村上課長補佐

ちょうど、宿場町にあたる大字福住の福住小学校の真北の山の山頂あたりです。

中西委員

僕が思うに篠山城下町エリアが指定されたのも、堀や城郭を含めた上での指定だと考えておりました、やはりお城から保存されていく街並みの全貌が見られるというようなものや、また、裏山にあたる王子山から見えるというようなことや、瓦の連続性が見えるということも指定のポイントの一つだと思うのですが、そういったことを靱井城や靱井荘園ということで中世から続く中で、現在も600年間そういった景観や形態として残っているということを、きちんと見せる形で落とし込んで、靱井城を中心とした中世的な集落、中世的な宿場町の形態が現在も残っているということをもっとアピールしないといけないのではないかと感じています。

栗山委員

靱井城の話も出ましたが、福住地区は西側もあり、本陣から西側は今回の伝建の指定は入ってない。しかし、福住地区はこの西側も国道までは福住地区であるが、今回入っていないのは何か意図があったのか。

村上委員

ちょうど、山鳥病院からローソンまでの区間をおっしゃっているのだと思うのですが、ここも街道筋となっていますがその付近に残っている特定物件になるような古い建物が非常に少ない。全くないという訳ではないのですが、この区域は保存対策調査時に外すという計画案になりま

してそのまま保存審議会の方でも、やはり特定物件は少ないからということ以外で進めています。

栗山委員

ただ小野新に歴史的な根拠があるというようなことが計画に書いてあるので、そのあたりのからみがあれば、エリアとして必要じゃないかと。

村上課長補佐

それは検討させて頂きました。小野新の小野の駅があったところですけども、そちらの方も含めてという当初の考え方もあったんですけども建物が少ないことが決定的に地区に含めるには難しいという要因になりまして、山鳥病院から東の部分ということで範囲を限定させて頂きました。

栗山委員

もう一つ田園というか後背地に農地の部分を含んでいるという説明がありました。結局はやる人の問題ですが、田と建物とが脈々と続いていかなければ、これらが維持されていかないということは、この地域だけでなく篠山市内の問題ですけども、そこが一緒になっていかないと、空き家の話もありましたが、ここが保存されていかないと思う。田を耕す人々が脈々と続いていかなければならない問題が基本的にはあると思うので、そういったことも含めてこの地域はそれが売りということも聞いているので、農振法の網の中で売ったり買ったりはできない地域であることはわかるのですが、まさにまず住んでいる人がやる気があるのであれば進めていけばいいと思います。この話を聞いた際に、知っている友人もたくさんいるので、その彼らがやる気があるのであれば賛成したいなと思っています。

田中委員

神戸山手大学の田中です。ちょっと最初のあたりの話をきいていないので的はずれなことを言うかも知れませんが、今いくつかお話の出てきた中での関連で一つお伺いしたいのは、この保存計画の素案の中に“地元保存会組織やNPOと連携して・・・”ということが出ているが、これは何か具体的に動きがあるのならどういふものがあるのか教えて頂き

たい。将来こういう動き方をするような団体と連携したいとかというようにお考えがあればお聞きしたい。

村上課長補佐

先ほども少し説明させていただきましたが、今月の15日に地元の自治会が中心となりまして福住まちなみ保存会を立ち上げられました。今後、この保存会を中心に修理する物件とか、要望を集めて頂いたり、どの物件を事業の対象とするかなどの順位付けも保存会を中心に行っていくということになります。またNPOについては篠山の場合、古民家再生に取り組む団体も立ち上がっておりますし、そういった内容も篠山だけではなくて福住の方も含めて取り組んで頂けるように連携を図っていったらと考えています。

田中委員

もうちょっと詳しくお聞きしたのですが、その保存会は地元の自治会が中心という話でしたが地元の方だけが作られているのか、それとも外部から設計や保存活動など、専門の方が入っておられるのか、などそういう動きが現状であるのでしょうか。

村上課長補佐

まだ立ち上がったばかりで、構成員は変わる可能性がありますが、基本的には保存地区内の住民の方、それぞれの自治会から代表して2名ずつ出て頂くという形になっております。ただ、立ち上げ当初でございますので、今までこの伝建の選定に関わってきた方々、そういった方々も若干名入っております。また建築士さんとか、篠山の場合保存会の登録方式といいまして、登録して頂くと言う形で参加いただきまして、会のある時には指導役といいますか、オブザーバー役で入って頂いて専門的な知識で指導していただくという形にしていきたいというように考えております。

田中委員

兵庫県内にも他の伝建地区がありますが、割と専門家組織をうまく使って設計者の組合のようなものを作って、その地域の価値とかそのエリアで何を大切に設計しなければいけないかをよくわかっている人に

設計を上手く頼めるようなシステムを作っていたというような所もあるので、そういうものも参考にしながら、先ほどからものだけでなく、ものが残っていくような人の組織づくりといたしますか、システム作りというようなことが重要じゃないのかなと思う。既に篠山市では前例がありそちらでも色々な動きがありますので、それらを上手く福住の方でも活かしていただきたいと思います。

議長

他に質疑はございませんでしょうか

大上委員

一番気になっていたところが、指定によって修復などによって補助金が出たりというお話を聞かせてもらったときに、現状で既にそういったことをしなければならない状態なのか、今後そういうことも起こりえるのか、先ほど保存の会の話もあったが、現時点でも早速対応しなければならないということがありえるということか。

村上課長補佐

まだ指定はされていませんが、指定された場合地元でも傷んでいる家はたくさんございます。そういったところから平成25年度から事業をスタートしたいと考えておりますので、今年度内に要望を取りまとめしてその中から、予算の範囲内になりますけども事業が行えるように、2件でも3件でも、何件になるかわかりませんが対応したい。篠山の場合でしたら今年ですと6件、昨年も6件程度ということですので、それに近い件数ができればと考えております。要望の取りまとめ次第でそれほど要望が上がらない可能性もございますので、その辺は今後調整を行いたいと思っています。

宇杉委員

今篠山市内に小学校区毎にまちづくり協議会ができていまして、もと福住地区を指定するというようなことは、福住地区住民の要望から出てきたことなのか、市から働きかけてきたことなのか、そのあたりについてはどうでしょうか。

村上課長補佐

先ほどもちょっと説明させて頂きましたが、本陣団地を作られたときにまちなみに関する勉強会を開催され、それがきっかけであったと。その中で「まちなみは一番の宝物である」というような意見がありまして、それで兵庫県や文化庁の視察などでも評価頂くというようなこともございまして、これならば伝建地区としても大丈夫ではないかということから、地元の方のご希望で調査を進め今日に至っています。

宇杉委員

各まちづくり協議会が校区毎にあります、逆にここが否定されればそのまちづくり協議会の目標が、各地域にある協議会が5年、長いところで10年かもしれないが、大体5～6年の範囲で何をメインにどう地域の人に知らせていくのかと、先ほどもあったが自治会長などの役員だけでなく、一般の人にどうまちづくり協議会を理解してもらうのかという段階がものすごく難しいという壁にあたっている状態である。まちづくり協議会の中で、この福住地域が昔は宿場町で・・・ということももっと売りにして、それに向かって地域としてどうしていくのかということが、まちづくり協議会の中で深めていければ他のまちづくり協議会の一つの目標にもなるし、ひとつのいい見本となるのではないかと自治会長会の立場で感じます。

渡辺委員

指定に入っていない部分のところでお伺いをしたいのですが、東雲高校ですね。この部分が県の箇所になるかと思いますが、始めから区域に入れたいということで県と協議になったのか。そのあたりは建物ということではなく、対象エリア内ということで、無理なく線が引けたのではないかという思いもあるのですが。農業技術だけでなく農村文化的なことも学ぶ可能性があるということも思ったので入れても良かったのでは。特に始めから区域外で線がはいっていなければ、なかったで構わないのですが、ここだけ線がはいっていなかったのなぜかなと思ったので。

村上課長補佐

他の公共施設は範囲に入っているわけですが、たまたま福住小学

校は「本陣」、本陣団地の場所は「脇本陣」があったところでございます。あと支所があったところは、「御蔵所」と言いまして公的な蔵があったところでございます。そういった歴史的な履歴があったということで含めております。東雲高校の場所につきましては、そういった履歴がございませんので範囲から外したという計画になっています。

議長

他に質問ありませんか。

中川委員

一つだけなのですが、この歴史的建造物群保存地区の保存に価値があるのかという根本のご意見があったかのように思うんですけど、教育委員会の資料をもとに説明して頂きましたが、角野先生も指摘されたように里山景観、全体の田畑、里山の端につらなる住宅、宿場、特に宿場と農村が混在しているのが、他の地域と比べて非常に価値があるという風に指摘されているんですけども、それが文書であるのですが、この資料を見させて頂く限りその点が読みとれるのかなというような点があります。建物の基準でも150件ですか、「価値がある」と書いているのですが、どこにどんな価値があるのかということがまず読み取れない。築年代もわからないし、農家なのか宿場なのかも全くわからない。資料の作り方自体はちょっと変えていかないとこれでは専門家が見てもたぶんわからないでしょうし、一般の方が見たらましてや、これ見てどこに価値があるのかなんなのか判断するのは不可能かなと思ったりします。だから保存計画にここを決定するのは非常にいいことであると思いますし、進めて頂いたらいいと思うし、申請資料等として使われるのであればこれを使われるのはいいと思いますが、周知したり、これを使ってはりぼてのまちなみを作っても仕方ないので、使いやすい皆さんでよりよいまちをつくっていくための基礎資料となるものは、やはりきっちりと今の段階で整えておかないとこれではなかなか思ったとおりにはいかないだろうと思いますので、そのあたりだけはお願いしたい。

村上課長補佐

今日は資料として配られていないですが、前の審議会の際にお配りし

たパンフレットがあります。これは保存対策調査を市民向けに要約した物ですが今後さらに、建築様式ですとかそういうつまんだ部分も含めて市民向けに詳しい解説パンフレットのようなものを作りまして、皆様に福住の文化といいますか、良さをさらに勉強して頂けるように努めて参りたいというように思っております。ありがとうございます。

田中委員

最後に一点だけ確認させて頂きたいのですが、これが指定された後篠山市では昨年度、景観計画を作られていますけども、その見直しなどをどういう形で、どういうスケジュールで進めていかれる予定になっていますか。

依藤係長

景観計画に対する位置づけですけども、この区域が指定されると当然、歴史地区、伝建地区という位置づけになります。その中で規制届出等のルールについては伝建地区のものが優先することになりますが、当然景観計画の中にも一定の連動性、位置づけはなされます。ただ、これからのことですので具体的なスケジュールについては、今後手続きを進めていくことになります。

田中委員

他の自治体でもよくあるのですが、伝建地区が指定されればその周辺まで少し含めて、景観の地区は少し広めに取って修景計画や基準を決めたりする場合もあるので、そういったところを今後議論していく必要があろうかと思えます。

議長

他にご質問がないようでしたら、採決に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

～ 異議なし～

それでは異議がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第1号「篠山都市計画区域伝統的建造物群保存地区」の変更について、本案のとおり決定したいと考えております。ご賛同いただく委員

の挙手をお願いします。

～出席者全員の挙手を確認～

議長

ありがとうございます。出席者全員の挙手をいただきましたので、議案第1号は可決決定いたしました。

可決された上で一言申し上げますけども、色々今もたくさん意見が出ておりましたようにこの福住地区については建物だけでこの街並みの魅力を維持、あるいは高めていくことは非常に難しい。というのも農村景観を含めてここの価値が認められたわけですので、その部分をいかに担保していくかが非常に大きな課題だと思います。この文化財保護法ではそういったところまでは守備範囲に入っておりません。ですからそれを支えていくためには、やはり今もいまま意見がありましたように景観計画の中で明確な位置づけがいないのではないかと思います。このことについては市としては真剣に考えて頂きたいと。決して伝建地区に指定されたからそれでOKということではないということを強く申し上げておきたいと思います。また、それを支えていく仕組みとして地元の活動がなければ、これからのこういった街並みは維持、改善もされないということは、皆さん他の方々もたくさん指摘頂いております。指定した上でこれを地元がしっかり理解して頂き、そしてそれがまちなみ保全ということだけではなく、福住地区の活性化含め、いかに残していくかを含めて、むしろそのための一つのきっかけ、武器としてこの地区指定があったんだというような理解を、市もそうですし地元の方々も理解頂くように丁寧な説明をして頂きたいと思います。これは個人的な意見として申し上げます。

それでは、今回付議された案件に関する答申につきましては、本日の審議会において原案のとおり可決した旨の内容としまして、答申文を市長に提出いたします。

委員の皆さんにつきましては、答申文の写しを後日送付させていただきます。

きたいと思います。そのように取り扱うことについて、ご異議ございませんか。

～ 異議なしを確認 ～

議長

ありがとうございます。それではそのように取り扱うようにしたいと思います。

以上で本日の議事が終了しました。時間がちょっとオーバーしましたが、慎重なご意見、ご審議ありがとうございました。これをもって進行を事務局にお返しいたします。

事務局

角野会長には、スムーズな議事進行をいただきありがとうございました。なお、次回は屋外広告物掲出基準制定に伴う景観計画の変更についての審議を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局を代表しまして、まちづくり部長の 長谷川 より一言お礼を申し上げます。

長谷川部長

失礼します。大方2時間にわたりまして慎重に福住の伝建地区の指定につきましてご協議、ご審議いただきまして本当にありがとうございました。私も福住のまちを何回か歩いていますが、こういったパンフレットに見えるようなよいところは必ずあります。また堀江委員のおっしゃったように少し目をつぶりたいなというところも現実としてあるのは私も認識している所です。最後に私が頭の中で思っていたことを角野会長がおっしゃっていただきましたので、それが全てではないかと思います。これからもこの伝建地区というものを活用して主旨にそったよいまちづくりに貢献できるように、市としても頑張っていきたいというように思っておりますので、よろしくご指導の方を賜りたいと思っております。本日は本当に長時間にわたりまして真剣にご審議、ご決定頂きありがとうございました。

(閉会：15時30分)